

## ～福祉・介護職員処遇改善実績報告～

当法人は、福祉・介護職員処遇改善加算の取得を行い、障害施設における福祉・介護職員の処遇改善を実施しております。主な処遇改善実施内容は、以下のとおりです。

### ■ 令和元（平成 31）年度（2019 年度）

#### (1) 処遇改善加算手当の支給

1 週あたりの雇用契約時間 30 時間以上の福祉・介護職員へ月額 13,000 円の支給。

1 週あたりの雇用契約時間 30 時間未満の福祉・介護職員へは別途支給あり。

#### (2) 特定処遇改善加算の支給

①経験・技能のある障害福祉人材と、②他の障害福祉人材へ、下記の割合で(4)一時金にて支給。

※支給割合・・・①：② = 2：1

#### (3) 各種手当の支給

㊦ 資格手当：下記の有資格者に対し月額 10,000 円の支給。

・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・看護師

① 子ども手当：18 歳未満の子 1 人につき 5,000 円の支給。

㊧ 特殊業務手当：重度利用者への支援担当職員に対し月額 5,000 円の支給。

#### (4) 一時金の支給

年度における福祉・介護職員処遇改善加算並びに特定処遇改善加算の剰余額に応じて福祉・介護職員へ支給。

### ■ 平成 30 年度（2018 年度）

#### (1) 処遇改善特別手当の支給

1 週あたりの雇用契約時間 30 時間以上の福祉・介護職員へ月額 12,000 円の支給。

1 週あたりの雇用契約時間 30 時間未満の福祉・介護職員へは別途支給あり。

#### (2) 各種手当の支給

㊦ 資格手当：下記の有資格者に対し月額 10,000 円の支給。

・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・看護師

① 子ども手当：18 歳未満の子 1 人につき 5,000 円の支給。

㊧ 特殊業務手当：重度利用者への支援担当職員に対し月額 5,000 円の支給。

#### (3) 一時金の支給

年度における福祉・介護職員処遇改善加算の剰余額に応じて福祉・介護職員へ支給。

※平成 30 年度実績 剰余額未発生のため支給なし。

## ■平成 29 年度（2017 年度）

### (1) 処遇改善特別手当の支給

---

1 週あたりの雇用契約時間 30 時間以上の福祉・介護職員へ月額 12,000 円の支給。

1 週あたりの雇用契約時間 30 時間未満の福祉・介護職員へは別途支給あり。

### (2) 各種手当の支給

---

㊦ 資格手当：下記の有資格者に対し月額 10,000 円の支給。

・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・看護師

㊧ 子ども手当：18 歳未満の子 1 人につき 5,000 円の支給。

㊨ 特殊業務手当：重度利用者への支援担当職員に対し月額 5,000 円の支給。

### (3) 一時金の支給

---

年度における福祉・介護職員処遇改善加算の剰余額に応じて福祉・介護職員へ支給。